

令和3年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和3年(2021年)6月25日(金)
質問者 民主・道民連合 藤川 雅司 委員
答弁者 少子高齢化対策監 京谷 栄一
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴
高齢者保健福祉課介護運営担当課長 杉本 曜子

○藤川雅司委員

午前中もやりとりがありましたが、先日の代表格質問において、私からヤングケアラーの支援についての質問致しました。ケアラーについては、ヤングケアラー以外にも、様々な課題があると考えます。

そこで、ヤングケアラーを含めたケアラー全体の支援について、以下、伺ってまいります。

国においては、本年3月にヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げて、今後取り組むべき施策を明記した報告書を5月にとりまとめましたが、その施策は、どのような現状や課題を基に議論が行われ、どういった内容でとりまとめられたのかをまずお伺いします。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

ヤングケアラーの現状や課題についてでございますが、国のプロジェクトチームがとりまとめた報告書では、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題で表面化しにくいこと、地方自治体での現状把握も不十分なこと、社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができないといった現状にあり、社会的認知度を上げ、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなげることが課題としてあげられております。

このため、今後の支援に向けた施策としまして、「早期発見と現状把握」のための地方自治体での現状把握の実施や相談窓口担当に対する研修、「支援策の推進」に向けては、関係機関の連携やピアサポートなどの実施、認知度向上のための集中取組期間を設定し、イベント等の広報啓発などに取り組むことなどが示されているところでございます。

○藤川雅司委員

先ほどもお聞きしましたとおり、ケアラー問題はヤングケアラーだけではなく、私の周りにも、高齢者の方が高齢者の方を介護しているご家庭があり、とても心配をしていますし、障がいのある方を介護しているご家庭でもご苦労が多いのではないかと思います。そこで、まず高齢者に着目し、高齢者が2人で暮らしている世帯というのは、道内の全世帯の中で、どのくらいの割合でおられるのか、また全国と比べどのような状況になっているのか、伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

高齢者世帯の状況でございますが、平成27年の国勢調査の結果では、道内では、総世帯数約243万8千世帯のうち、世帯主が高齢者であり、夫婦のみで生活している世帯は、約33万6千世帯と全体の約13.8%となっているところでございます。

また、同様に平成27年におけます全国の状況につきましては、総世帯数約5,333万世帯のうち、約625万6千世帯と全体の約11.7%となっておりまして、道内の割合が全国を2.1ポイント上回っている状況でございます。

○藤川雅司委員

本道では全国を上回って高齢化が進んでいることがわかりました。高齢者を夫婦のどちらか一方が介護したり、子どもが介護している場合もあると考えられます。介護を行っている家庭の負担を軽減するためにも、道はこれまで、介護が必要な高齢者に対して、どのような支援を行ってきたのか、伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

介護が必要な方への支援についてでございますが、道では、これまで、高齢者が要介護状態になりましても、自分らしい生活を営むことができるよう、地域の実情に応じました、地域包括ケアシステムの推進に努めてきたところでございまして、医療と介護の連携を担います人材の育成や、高齢者支援の総合的な窓口でございます地域包括支援センターの機能強化などを図ってきたところでございます。

さらには、介護保険事業支援計画に基づきまして、特養等の介護保険施設をはじめ、ショートステイやデイサービス等の在宅サービスなど地域が必要としております、介護サービスの提供基盤の整備を支援するとともに、要介護者の適切なマネジメントに不可欠な介護支援専門員の資質向上や配食サービスなど、市町村が行っております、高齢者

の暮らしを支える生活支援サービスへの助成も行っているところでございます。

○藤川雅司委員

介護を「施設から在宅へ」というかけ声のもとで、介護保険制度が発足して20年経ちますでしょうか。介護サービスの拡充などは行ってきておりますが、地域包括支援センターなどもそうなんです、完全に家族の方の負担がなくなるというわけにはいかないのが実態です。老老介護、あるいは介護離職などの課題が出てきております。今後、介護のあり方や制度の見直しの拡充が必要であると考えているところであります。

そこで、道の実態調査について伺いたいと思います。先の代表格質問で、今後、道教委と連携して早急に実態調査に着手するとの答弁でしたが、道が支援のための施策を検討する上で、ケアラーの方々の実態や課題をしっかりと把握することは不可欠であります。

そこで、実態調査は、どのような内容で行われるのか伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

実態調査の内容についてでございますが、道といたしましては、調査対象をケアラーご本人や、公立の中学校と高校の生徒のほか、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、さらには、道教委との連携のもとで、学校やスクールソーシャルワーカーにも調査することを想定しておりまして、今月28日に開催予定の有識者会議での議論を経て、詳細を確定したいと考えているところでございます。

このうち、個人への調査につきましては、ケアの対象者とその内容、ケアによる自身への影響や悩みのほか、必要とする支援などに加え、大人のケアラーには就労への影響を、生徒には、ヤングケアラーとしての認識や学校生活への影響などについても併せて伺うことを考えております。

一方、相談機関や学校などへの調査は、支援に関する課題などに加え、相談機関にはケアラーからの相談の内容、そして学校などにはヤングケアラーの把握や対応の方法も伺うことを考えております。

○藤川雅司委員

ケアラー、特にヤングケアラーについてですけれども、以前からこういった課題はあったわけですし、なかなか顕在化することはなかったのかなと思います。

昔の話ということで、ある人から聞いたんですが、中学校で一緒に部活をやっていたわけですけれども、その友達が「部活を辞める」と話しだし、その人は、「部活を

辞めないでほしい」と懇願したんですけれども、友達は「弟が障がいがあってそういう学校に通っている。その迎えに行かなければならないので部活を辞める」とこういった話しをされて、皆返す言葉がなかったと。こういったことが過去にもあったわけで、それぞれ色々な事情で、自分のやりたいこと、自分の時間が十分とれないということがあるだろうと思いますし、それが今、大きな社会問題として顕在化してきたということだと思います。

ケアラー支援については、社会問題になっておりますし、特にヤングケアラーについては、国が昨年12月に、全国の公立の中学校と高等学校を対象に抽出による実態調査を行い、その結果を踏まえて、今後必要とされる施策をとりまとめているということですが、この支援の施策は、公立のみならず、私立学校及びその生徒に対しても展開されるべきであります。今回は、調査対象になっていないようではございますけれども、こうした点も十分踏まえた上で、ヤングケアラーをはじめ、ケアラーの方々への積極的な支援を行うべきと考えます。

今後、どのように取り組んでいくか伺います。

○少子高齢化対策監

ケアラーに関する今後の取組についてでございますが、周囲の無理解などによって、家族が介護をすることは当たり前といった見方もあり、ケアラーの方々には、介護や世話についての悩みを周りに相談することができず、つらい思いを抱えていることや、ご自分の時間を十分に確保できずに健康を損ねたりすることが心配され、特に、ヤングケアラーは、家族のことを知られたくないなど、支援が必要であっても表面化しにくく、心身の成長や学びへの深刻な影響が指摘をされているところでございます。

道では、道教委及び庁内関係部局が情報共有するための連絡会議及び有識者会議を既に設置をし、早急に現状を把握するための実態調査に着手することとしておりますが、特に、ヤングケアラーの方々の調査にあたりましては、国が行った実態調査との整合性や設問のボリューム等を考慮しつつ、進めたいと考えてございます。

その後、公立・私立に関わらず、全ての子どもたちに対する支援方策や、仕事と介護の両立に向けた実効性のある施策などについて、有識者会議において検討を進めることとしておりまして、全てのケアラーとそこご家族が、将来に希望を持ち、自分らしく生活できる共生社会の実現に努めてまいります。

○藤川雅司委員

私立学校も、ということで質問しました。さらに通信制や定時制学校の生徒につい

でもですね、それぞれ色々な事情もあるんじゃないかと思います。そういった方々も意識をして今後進めていって頂きたいと思いますし、介護などケアを受ける側とケアをする側、双方の課題をきちんと整理をして対策の拡充をすることが必要だと思います。

大変、重たい大きい社会問題と考えておりますので、改めて知事にもお伺いしたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いして私の質問を終わります。